

令和 7 年度

社会福祉法人志木市社会福祉協議会
事業計画書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

社会福祉法人志木市社会福祉協議会

令和 7 年度事業計画

目 次

1	事業の推進にあたって	1
2	事業の取組方針	2
3	組織別事業計画	
<地域福祉課>		
	法人運営に要する経費	3
	地域福祉に要する経費	4
	法人後見事業に要する経費	
	基幹福祉相談センターに要する経費	6
<長寿えがお課>		
	居宅介護支援事業に要する経費	7
	訪問介護事業に要する経費	8
	地域包括支援センターに要する経費	9
<ふれあい交流課>		
	志木市総合福祉センターに要する経費	10
	宗岡第二公民館に要する経費	11
	志木市福祉センターに要する経費	12
	志木市第二福祉センターに要する経費	
	障がい者通所施設（生活介護）に要する経費	13
	障がい者通所施設（就労継続支援B型）に要する経費	
	地域活動支援センターに要する経費	14
<こども未来課>		
	志木市児童センターに要する経費	15
	宗岡子育て支援センターに要する経費	
	放課後子ども教室・学童保育クラブに要する経費	16

1 事業の推進にあたって

近年、少子高齢化や核家族化など様々な社会状況の変化を背景に福祉ニーズは、多様化し、制度の狭間の問題や複合的で複雑な福祉課題を持つ世帯など、これまでの公的な福祉サービスだけでは対応しきれないケースが見受けられようになってきました。また、長期にわたる新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により、人と人とのつながりが希薄化し、地域で支え合う機能の低下が進んでいるともいわれています。

全国各地では「地域共生社会」への取組が進められています。この取組は、「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくというもので、志木市においても「志木市地域共生社会を実現するための条例」が令和5年4月に制定され、「地域共生社会」の実現に向けた様々な取組が始まっています。

このような中、本会では、これらの課題に取り組むため、志木市が策定する「第5期志木市地域福祉計画」の理念や仕組みづくりの基、地域の特性や課題を踏まえた「第6次志木市地域福祉活動計画」の策定を進めてまいりました。令和7年度から令和11年度までの計画で、基本理念に「みんなで地域をともに創り、安心して暮らせる、誰もが輝くまちの実現」を掲げ、地域住民が主体となった具体的な取組を展開していくこととなります。

令和7年度は、活動計画の初年度として、時代の変化を見据えた事業が今後も継続して展開できるよう、市、関係機関との連携や役割を確認し、事業を実施していくことといたします。

令和7年度の事業運営については、地域福祉活動計画の基本目標1「わかりあい、支えあいのあるまちづくり」に向かって、住民相互の助け合い、支え合いによる福祉のまちづくりを推進できるよう事業展開をするとともに、本会のPRに努め、運営基盤の強化・充実、財政基盤の安定、職員の資質の向上に努めます。

また、地域福祉活動計画の基本目標2「誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくり」を推進するため、本会の相談支援を行う事業所において複合的な課題を抱える世帯に対し、社協内及び関係機関との連携を強化し、重層的支援体制を構築し、支援の充実を図ります。

さらに地域福祉活動計画の基本目標3「安全・安心に暮らせるまちづくり」を実現するため、大規模災害が発生した際の災害ボランティアセンターの開設、市との協定に基づく福祉避難所の運営協力や事前準備としての個別支援計画作成支援など、災害時に求められる役割は一層大きなものとなっていることから、市や関係機関、地域の団体と連携し体制強化に努めてまいります。

2 事業の取組方針

(1) 地域福祉活動

小地域を基盤とした福祉活動やボランティア活動を支援し、福祉コミュニティの形成を図るとともに公的制度を重層的に補完する各事業を見直し、地域で支える在宅福祉サービスの充実に努めます。

また、基幹福祉相談センターでは、総合相談窓口として、生活困窮、後見、障がいに関する相談支援を行うとともに、8050問題、ひきこもりやヤングケアラーなど新たな生活課題にも対応できるよう重層的支援体制の整備を図ります。

(2) 高齢者支援

地域包括支援センターでは、認知症の人への更なる支援の取り組みを深めるため、「チームオレンジ」として、生活支援体制整備事業の第2層協議体や既存の地域団体と連携をとりながら、「認知症になってもできることはたくさんある」という意識のもと、「新しい認知症観」を地域に広める活動を行います。居宅介護支援事業所、訪問介護事業所では、利用者の「自宅で最期を迎えたい」という希望に沿った介護の実践や、エンディングノートの作成支援を行います。

(3) 地域福祉拠点

総合福祉センター、宗岡第二公民館では、近隣公共施設の改修工事等の影響により予約が競合しているため、予約が取れない団体が活動を見送らなくて済むよう、総合福祉センターが代替の施設として利用方法等の見直しに取り組みます。

福祉センター、第二福祉センターでは、教室事業を随時参加できるように見直して継続的に利用しやすい環境を整備するとともに、イベント事業などを積極的に実施して、更なる利用の促進を図ります。

(4) 障がい者支援体制

障がい者通所施設では、開所時間を6.5時間から7時間に延長し、より利用者のニーズに即した運営を行います。また、志木市が進める「地域生活支援拠点等」事業に登録し、障がい者の地域生活を支える体制を整えてまいります。

地域活動支援センターでは、活動のPRを強化し、障がい者向けの教室事業やサークル活動、機能回復訓練事業などの利用者を確保してまいります。

(5) 子ども支援

児童センターでは、中高生が参加しやすい事業を企画するとともに、利用対象であることを周知し利用の促進を図ってまいります。

宗岡子育て支援センターでは、父親が楽しく参加できる事業を実施し、父親の子育て知識の向上を図り育児への参加を促してまいります。

放課後子ども教室・学童保育クラブでは、さまざまな知識や経験を持つ地域住民に「市民先生バンク」に登録してもらい事業を展開いたします。児童は参加する事業を主体的に選択し、地域住民と交流を図ってまいります。

3 組織別事業計画

法人運営に要する経費

(地域福祉課)

1 事業の概要

社会福祉法人志木市社会福祉協議会の事業全体の管理及び総合的・計画的な事業執行を行うための組織管理を行う部門として、各課間の連絡・調整を図り、適正な法人運営を推進する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 特別会員への案内強化

会員募集における未加入の企業、医療福祉関係団体等を把握し、有料広告等の紹介も兼ねた特別会員の案内を行う。

新 「有料広告」の募集

「広報しき」の配布方法変更に伴い、「社協だより」の配布方法についても全戸配布に変更する。また、印刷費用や配布費用の大幅な増加が見込まれるため、「有料広告」を募集する。

3 主要な施策

(1) 法人・役員活動

- ① 理事会の開催
- ② 評議員会の開催
- ③ 監事会の開催
- ④ 評議員選任・解任委員会の開催

(2) 事務局活動

- ① 人事管理
- ② 財務管理

(3) 組織強化活動

- ① 会員の募集（地区委員会の開催）
- ② 福祉功労者表彰式典の開催
- ③ 職員研修の実施
- ④ 職員健康診断の実施

(4) 広報活動

- ① しき社協だよりの発行
- ② ホームページ、SNSによる情報発信

(5) 福祉サービスの適正運営

- ① 苦情への対応
- ② 第三者委員の設置及び第三者委員会の開催

地域福祉に要する経費

法人後見事業に要する経費

(地域福祉課)

1 事業の概要

小地域を基盤とした福祉活動を支援することにより、福祉コミュニティの形成を図る。また、地域住民の福祉・障がい理解を進めるとともにボランティア活動への関心を高め、ボランティア・市民活動の育成、援助を行う。さらに、会員会費や共同募金配分金を有効活用し、公的制度を重層的に補完できるよう各事業の見直しを行い、地域で支える在宅福祉サービスを展開する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 「ロジックモデル」を取り入れた生活支援体制整備業務の実施

志木市より受託している生活支援体制整備業務において、新たに「ロジックモデル」の仕組みを取り入れ、高齢者の生活支援課題を解決する具体的な変化・効果を設定し、地域の関係者と協議を図りながら事業を展開する。

新 特例貸付後のフォローの実施

埼玉県社会福祉協議会から受託している生活福祉資金貸付事業において、特例貸付の償還免除者及び未応答者に対するフォローを実施する。

3 主要な施策

(1) 地域福祉活動

- ① 生活支援体制整備事業（市委託）
- ② ふれあい健康交流会事業（市委託）
- ③ 家族介護者交流事業（市委託）
- ④ 小地域サロン活動の支援
- ⑤ 詐欺被害防止電話機等購入補助の実施

(2) ボランティア・市民活動センター

- ① ボランティア・市民活動センターの運営
 - ・ボランティアに関する情報提供
 - ・ボランティア保険窓口業務
 - ・ボランティア関連講座（傾聴・音訳・点訳など）
 - ・手話奉仕員養成研修入門講習会・基礎講習会事業（市委託）
- ② 福祉教育の推進（小中学校との協働による福祉体験学習）
- ③ フードドライブ事業

(3) 在宅福祉活動

- ① たんぽぽ生活応援隊（地域住民による家事援助などの生活応援活動）
- ② 福祉機材の貸出
- ③ 福祉車両利用料補助金交付事業
- ④ 災害見舞金支給事業

(4) 共同募金配分金事業

① 地域福祉活動助成の実施

小地域活動を活発にするため、町内会の福祉活動や地域福祉事業への助成をはじめ、ボランティア・市民活動や福祉関係団体の行う地域福祉活動に対し助成する。

② 介護用品購入支援事業

介護保険制度など、公的サービスの対象とならない介護用品を低額で購入できるよう支援することにより、在宅で日常的に介護をしている世帯の負担軽減を図る。

③ 地域でつながる子育て応援事業

地域で安心して子育てができるよう子育て世帯に対し、子育て応援用品を配布する。

④ 生活困窮世帯支援事業

経済的に困窮しているひとり親世帯に対して、食品提供を行う。

(5) 福祉サービス利用援助事業

障がいや疾病などにより判断能力が低下し、一人で生活していくことに不安のある人を対象に、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービス契約の代行・代理、郵便物の整理・確認、日常的な金銭管理、重要書類の管理などにより生活を支援する福祉サービス利用援助事業を行う。

(6) 法人後見事業

判断能力が十分でなく、成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）の選任により生活の安定を図る必要のある高齢者、知的・精神障がい者等に対し、法人として成年後見業務（法人後見、後見監督）を受任し、継続的に財産管理や身上保護を行うことにより被後見人等を支援する。

(7) 生活福祉資金貸付事業

埼玉県社会福祉協議会からの受託事業として、低所得者、高齢者、障がい者や離職者等の生活を経済的に支えるとともに、在宅生活の改善や社会参加の促進を図るため、資金の貸付と必要な相談支援を行う。

基幹福祉相談センターに要する経費

(地域福祉課)

1 事業の概要

基幹福祉相談センター（生活相談センター、後見ネットワークセンター、障がい者基幹相談支援センター）業務を受託し、生活困窮者、障がい者、高齢者及び子どもの自立支援など各制度・分野にわたる複合的な生活課題に対応するために専門的な相談支援を行うとともに基幹となる役割を担い、関係支援機関等と連携を図る。

2 重点事業（重）

重 8050問題の早期把握・早期対応

就労準備支援事業を含めた基幹福祉相談センターの周知を行い、8050問題を抱えるケースを把握する。

重 地域生活支援拠点の運営

入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障がい者・障がい児が身近な地域で安心して暮らしていけるよう地域生活支援拠点コーディネーターの配置や緊急時の受入体制を整備し、利用者登録を進める。

重 重層的支援体制の準備

基幹福祉相談センターの周知を行い、複合的な問題のあるケースを把握する。また、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークを作るための重層的支援会議、支援会議の設置準備を進める。

3 主要な施策

(1) 生活相談センター業務

- ① 自立相談支援事業
- ② 住居確保給付金支給事業
- ③ 家計改善支援事業
- ④ 就労準備支援事業

(2) 後見ネットワークセンター業務

- ① 成年後見制度等の普及啓発及び利用支援
- ② 市民後見人の育成

(3) 障がい者基幹相談支援センター業務

- ① 総合的・専門的な相談支援の実施
- ② 地域の相談支援体制の強化
- ③ 地域移行・地域定着の促進
- ④ 虐待防止と理解促進、差別防止の取組
- ⑤ 地域自立支援協議会の運営
- ⑥ 地域生活支援拠点の運営・実施

居宅介護支援事業に要する経費

(長寿えがお課)

1 事業の概要

介護保険法及び障害者総合支援法における指定居宅介護支援事業所・指定特定相談支援事業所として、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で暮らしていくために要介護・要支援・事業対象者認定を受けた人や障がい者のケアプランを作成し、あわせて、介護者である家族の相談、情報提供、見守り等の支援を行う。

また、地域に密着したサービス提供ができるよう、関係各所との情報収集・情報交換を積極的に行い、連携強化を図りながら、要介護者・障がい者の在宅生活を支援する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 「災害時アセスメント」の作成及び見直し

志木市個別避難計画作成支援と併せて、昨年度に続き「災害時アセスメント」の作成及び見直しを行い、災害時に安全な行動がとれるよう支援する。

重 多問題ケースへの支援

ヤングケアラーや生活困窮など多問題ケース及び親なき後支援が必要なケースについて引き続き関係機関と連携をとり支援の抜け漏れを防ぐ。

新 エンディングノートを活用したケアプランの作成

高齢者及び障がい者である利用者及び家族へ、志木市発行のエンディングノート（わたしの想いをつなぐノート）をアセスメントやモニタリング時に配布し、自己作成の支援を行い、利用者・家族の想いを確認しながらプラン作成に繋げる。

3 主要な施策

(1) 居宅介護支援事業所の運営

① 主任介護支援専門員・介護支援専門員の配置

② 相談支援専門員の配置

(2) 会議・研修の実施

(3) 要介護認定調査の実施

(4) 感染対策委員会の設置

(5) 高齢者虐待防止委員会の設置

訪問介護事業に要する経費

(長寿えがお課)

1 事業の概要

指定訪問介護事業所、指定居宅サービス事業所及び志木市委託事業所として、さまざまな制度に基づくサービスの提供を行い、利用者の心身の状況を踏まえて、住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができるよう自立へ向けた支援を行う。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 本人の意思を尊重した支援の実施

一人でも多くの利用者が在宅で生活できるよう、利用者の「ニーズ（課題）」の把握に努め、本人の意思や家族の意見を尊重し、自立や最期を自宅で過ごすことができるよう支援する。また、養育・育児に加えヤングケアラー及びAYA世代のがん患者の家庭においても、本人の意思を尊重し、世帯の負担軽減につなげることを重視した支援を行う。

重 専門研修の実施

サービス提供責任者及び訪問介護員は、より質の高いサービスを提供できるよう個々の目標を掲げ、専門性に特化した講師による動画研修や介護技術の実技研修を行う。

新 業務継続計画に沿った事業運営

自然災害発生時の研修・訓練を業務継続計画に沿って行い、疑問点や改善点について検証をし、業務継続計画を見直す。

3 主要な施策

(1) 訪問介護事業所の運営

① 高齢者支援（指定訪問事業）

- ・訪問介護

② 障がい者支援（指定居宅サービス事業）

- ・居宅介護

- ・同行援護

- ・移動支援

③ 子育て支援（市委託事業）

- ・養育支援訪問事業

- ・産前・産後サポート事業

- ・ヤングケアラー訪問支援事業

(2) 制度対象外サービスの提供

地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）に要する経費

（長寿えがお課）

1 事業の概要

市からの委託により、柏町及び館・幸町地区の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、相談を受け、高齢者を見守り、心身の状態に併せた支援を行う。また「地域包括ケア」の中核機関として、必要な総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントなどを実施する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 関係団体との情報共有の強化

単身高齢者や親族の支援が受けられない高齢者、複合的な課題を抱えている世帯が増加している状況から、関係機関との連携をより一層強化し、重層的支援体制整備の推進やアドバンスケアプランニング、任意後見制度の促進及び自己決定支援を行う。

新 「チームオレンジ」の取組

柏町地区では、「認知症にやさしい柏町」を目指し、生活体制整備事業との連携を図りながら、第2層協議体の活動を通して「新しい認知症観」を地域に広げる。

館地区及び幸町地区では、認知症カフェを実施し認知症についての正しい理解を広め、既存の地域団体と連携をしながらチームオレンジの設置を目指す。

3 主要な施策

(1) 地域包括支援センターの運営（柏の杜、館・幸町）

① 総合相談支援業務

- ・総合相談
- ・高齢者の実態把握業務
- ・地域におけるネットワーク構築事業

② 権利擁護と虐待防止

- ・成年後見制度の活用促進
- ・高齢者虐待への対応
- ・消費者被害の防止

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

④ 第1号介護予防支援業務（総合事業）

⑤ 包括的支援事業（自立支援型地域ケア会議、在宅医療・介護連携、認知症施策、生活支援体制整備）

(2) 市受託事業の実施（認知症施策、高齢者元気づくり事業、個別避難計画の作成支援）

(3) 指定介護予防支援事業所の運営

志木市総合福祉センターに要する経費

(ふれあい交流課)

1 事業の概要

指定管理者として、住み良い地域社会の形成と福祉の増進を図るため、誰もが安心して利用できる地域福祉拠点施設の管理運営を行うとともに、複合施設の利点を活かし、関係機関や団体と連携した事業を実施する。

2 重点事業 (重)

重 利用促進への取組

近隣公共施設の改修工事等の影響により予約が競合しているため、予約が取れない団体が活動を見送らなくて済むよう、総合福祉センターが代替の施設として利用方法等の見直しに取り組む。また、各部屋の備品配置などの見直しも随時行うほか、利用状況に応じた検証を行い、より多くの団体が活動しやすい場づくりを行う。

3 主要な施策

(1) 総合福祉センターの管理運営 (施設利用 4 部屋)

(2) 自主事業の実施

① 総合福祉センターまつり

② 多世代交流事業

③ 普通救命講習会

④ 映画会

⑤ サマーコンサート

⑥ 地域福祉支援事業

・印刷機

・コピーサービス

・大判コピーサービス

・利用者の会等サークル活動支援、相談

宗岡第二公民館に要する経費

(ふれあい交流課)

1 事業の概要

指定管理者として、住民の教養の向上をはじめ、健康を増進し、生活文化の振興、社会福祉の増進を図るため、利用者の誰もが安心して利用できるよう施設管理を行うとともに、関係機関や団体と連携して各種事業を実施する。

2 重点事業（重点事業：**重**）

重 利用促進への取組

市内図書館を活用した調べ学習などに対応するため、利用ニーズの高いテーマなどをリサーチして図書室の資料を計画的に整備する。また、子どもの利用を促進するための事業を継続して実施するほか、高齢者の関心が高いテーマの映画会を実施することにより、図書室利用者の拡大を図る。

また、地域に根差した公民館としてより親しみのある場となるよう、情報発信や事業のPR方法を工夫しながら多種多様な事業を企画・実施し、利用者拡大を図る。

3 主要な施策

(1) 宗岡第二公民館の管理運営（施設利用10部屋）

(2) 公民館事業の実施

- ① 高齢者事業（寿大学）
- ② ICT学習支援事業（スマホ講座）
- ③ 一般成人事業（終活講座、趣味講座、自習スペース開放など）
- ④ 家庭教育支援事業（夏休み宿題大作戦、書初め練習会、小学生勉強会など）
- ⑤ 青少年事業（中学生勉強会）
- ⑥ 地域福祉事業（みんなの木あそび、写真教室）
- ⑦ 地域連携事業（子ども会との共催事業）
- ⑧ 館内共催事業（総合福祉センターまつり、多世代交流事業など）

(3) 図書室運営・関連事業の実施

- ① 赤ちゃんのよみきかせ
- ② 本のお楽しみ福袋
- ③ 読書ビンゴ
- ④ 映画会

志木市福祉センターに要する経費

志木市第二福祉センターに要する経費

(ふれあい交流課)

1 事業の概要

高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、高齢者福祉推進の拠点として、介護予防事業や健康づくり・レクリエーション事業の実施など、各種事業を活発に展開するとともに、高齢者の憩いの場所として、快適に過ごせる施設運営を行う。

2 重点事業（重点事業：**重**）

重 利用促進への取組

高齢者の身体機能の低下を予防するため、さまざまな教室事業や介護予防事業を実施することにより身体の機能維持を図り、仲間と進める孤立防止として「こころの介護予防」を広める。

また、教室事業に随时参加できるよう見直して、利用者が参加しやすい環境を整備するとともに、イベント等を積極的に実施して、高齢者が来館する機会を増やす。

3 主要な施策

(1) 福祉センター、第二福祉センターの管理運営

(2) 自主事業の実施

① 介護予防事業

- ・筋力トレーニング
- ・転倒予防体操
- ・認知症予防事業など

② 教室事業（書道、民謡、大人のぬり絵、健康体操、ダンス、声のトレーニングなど）

③ イベント事業（音楽鑑賞、楽器演奏会、総合福祉センターまつり、介護予防まつりなど）

④ サークル活動の支援

⑤ 志木市老人クラブ連合会事務局（志木市福祉センター）

⑥ 市宮城山住宅の見回り安否確認（志木市第二福祉センター）

⑦ 浴室の利用（志木市第二福祉センター）

障がい者通所施設(生活介護)に要する経費

障がい者通所施設(就労継続支援B型)に要する経費

(ふれあい交流課)

1 事業の概要

障害者総合支援制度に基づき、利用者の自立した日常生活又は社会生活や継続的な就労活動ができるよう、利用者の意向、適性、障がいの特性等を踏まえた個別支援計画を作成し、利用者に対して適切かつ効果的な障がい福祉サービスを実施する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 地域生活支援拠点（面的整備）への参画

志木市が進める「地域生活支援拠点等」事業に登録し、障がい者を地域全体で支え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、支援体制の整備に参画する。

新 開所時間の延長

利用者のニーズに対応するため開所時間を6.5時間から7時間（9：00～16：00）へ延長する。また、利用定員を生活介護18人、就労継続支援B型を22人とし、実態に合わせた定員配分により、通所希望者を受け入れられる体制とする。

3 主要な施策

- (1) 生産活動、就労事業活動の実施
- (2) 生活介護事業、就労継続支援B型事業の運営

① 事業所の運営

- ・リーダー会議
- ・常勤職員全体会議
- ・部門ごとの職員会議
- ・ケース会議
- ・各種研修の実施・参加
- ・虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会
- ・感染対策委員会

② 身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援

- ・スポーツレクリエーション、リハビリ体操
- ・療育音楽
- ・大正琴
- ・絵画教室
- ・市内外イベント等参加
- ・料理ボランティアとの交流会

地域活動支援センターに要する経費

(ふれあい交流課)

1 事業の概要

障がい者等の意思及び人格を尊重し、地域において自立した生活を営むことができるよう、障がい者等の声をもとにした創作的活動及び生産活動の機会の提供並びに社会との交流を促進する事業を実施する。

2 重点事業 (重)

重 利用促進への取組

相談支援事業所や地域包括支援センター、病院相談室などへ定期的に訪問し、教室事業や機能回復訓練事業、サークル活動などのPRを行う。

3 主要な施策

- (1) 地域活動支援センターの管理運営
- (2) 自主事業及び受託事業の実施

① 教室事業

- ・料理教室
- ・陶芸教室
- ・生花教室
- ・体操教室
- ・みんなの木あそび（宗岡第二公民館共催事業）
- ・写真教室（宗岡第二公民館共催事業）
- ・サークル活動（5グループ）

② 機能回復訓練事業（市委託）

③ 社会適応・生活訓練（青年学級）

志木市児童センターに要する経費

宗岡子育て支援センターに要する経費

(こども未来課)

1 事業の概要

志木市児童センターにおいては、児童に健全な遊びを提供して、その健康を増進し、情操を豊かにする児童福祉法の規定に基づく目的を達成するための事業を展開する。

宗岡子育て支援センターにおいては、子育て家庭の保護者、乳幼児等に対する支援を行うため、子育て親子の交流の場の提供と交流促進を中心とした事業を展開する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 利用促進への取組（児童センター）

中高生専用のスペースや時間を設定し居場所を提供する「中高生タイム」を実施する。また、中高生が参加しやすい事業を企画するとともに、利用対象であることを周知し利用を促進する。

新 父親が楽しく参加できる事業運営（宗岡子育て支援センター）

家族の交流の場となる「おとうさんとあそぼう」や父親と3歳以上の児童を対象とした「親子講座（父子対象）」を実施し、父親の子育て知識の向上を図ることで育児への参加を促す。

3 主要な施策

(1) 児童センター及び宗岡子育て支援センターの運営

(2) 自主事業の実施

【志木市児童センター】

- ① 施設開放
- ② 未就学児対象事業（なかよしランド、児セビクス他） 6事業
- ③ 小学生以上対象事業（かがくあそび、クッキング他） 26事業
- ④ 地域育成事業（こどもマルシェ、サマーコンサート他） 9事業
- ⑤ 相談事業（子育て相談、こども相談） 2事業

【宗岡子育て支援センター】

- ① あそびの広場
- ② 子育て親子交流事業（身体測定、ミニミニ講座他） 10事業
- ③ 子育て支援事業（親子講座、おとうさんとあそぼう他） 13事業
- ④ 地域育成事業（星空えいが会、プチぽけっとクラブ他） 10事業
- ⑤ 相談事業（子育て相談、専門相談） 2事業

放課後子ども教室・学童保育クラブに要する経費

(こども未来課)

1 事業の概要

市からの委託により、宗岡地区4小学校の全児童を対象に、安心・安全に過ごすことができる放課後の居場所として、学校内や学童保育専用施設で学習を支援するほか、遊び、スポーツ、文化活動等を体験・交流するプログラムを行う「放課後志木っ子タイム事業（全児童を対象とする『放課後子ども教室』と就労家庭等の児童を対象とする『学童保育クラブ』を校内交流型で運営する事業）」を実施する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 誰もが主役になれる放課後志木っ子タイム

さまざまな知識や経験をもつ地域住民に、放課後志木っ子タイムにおける体験プログラムの市民先生になってもらい、さまざまな事業を展開する。児童は参加する事業を主体的に選択し、地域住民と交流を図る。児童による企画運営を主にした「放課後志木っ子タイムフェス」を開催し、地域に開かれた事業を展開する。

新 自分のまちが好きになる放課後志木っ子タイム

働くことそのものや社会福祉協議会が行う事業について理解を深める機会を提供するために、新規事業「おしごと探検隊inしゃきょう」をリアルタイムでオンライン開催し、児童自身が地域のことを「知りたい」「学びたい」気持ちや自分の住むまちを愛する気持ちを育むきっかけづくりを行う。

3 主要な施策

- (1) 宗岡地区放課後志木っ子タイムの運営
 - ・保護者会の開催
 - ・利用満足度アンケートの実施
 - ・放課後子ども教室見守りスタッフ
 - ・防犯パトロール「ちいパト隊」
- (2) 学童保育（放課後児童健全育成事業）の実施
- (3) 放課後志木っ子タイム事業の実施
 - ・地域人材等活用事業（個人年24回、団体年24回）
 - ・放課後学習教室（年30回）
 - ・学習アドバイザーによる自主学習支援（年24回）
 - ・4施設オンライン交流会、ワークショップ
 - ・放課後志木っ子タイムフェス（県民の日開催）
 - ・放課後志木っ子タイム運営委員会
- (4) 災害時対応
- (5) 広報活動